

鳥取県トップアスリート派遣事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県トップアスリート派遣事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県トップアスリートバンクに登録されているアスリートを学校等へ派遣することを通じて、子どもたちに運動のよさや楽しさを伝え、運動意欲の向上を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額以下とする。ただし、同表の第5欄に掲げる限度額を上限とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、教育長が別に通知する日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(着手届を要しない場合)

第6条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業にかかる場合とする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 補助目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
鳥取県トップアスリート派遣事業	<p>県内の幼稚園、保育所、小、中、高等学校、特別支援学校、生涯スポーツ団体、社会教育団体等(スポーツクラブやこども会等)</p> <p>※いずれもこども中心に活動が行われる団体であること。</p>	<p>県外在住のアスリート派遣旅費 (交通費・宿泊費)</p>	1 / 2	1 事業実施主体に対して5万円

規則様式第1号（規則第5条関係）

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
申請者 氏 名 印
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県トップアスリート派遣事業補助金交付申請書

鳥取県トップアスリート派遣事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	鳥取県トップアスリート派遣事業
算定基準額（見込み）	円
交 付 申 請 額	円
添 付 書 類	1 事業計画書 2 収支予算書（に準ずる書類）

(注) 算定基準額が確定している場合は「算定基準額」欄の「(見込み)」を削除すること。

年度鳥取県トップアスリート派遣事業計画（報告）書

1 実施計画（報告）

1 団体名	
2 期日	
3 会場	
4 派遣アスリート名	
5 参加者	
6 事業内容	

2 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

様式第2号（第4条、第8条関係）

年度鳥取県トップアスリート派遣事業収支予算書（決算書）

収 入

（単位：円）

項 目	金 額	内 容（積算内訳）
自己資金		
県補助金		
計		

支 出

（単位：円）

項 目	金 額	内 容（積算内訳）
トップアスリート派遣旅費		
計		

様

鳥取県知事



年度鳥取県トップアスリート派遣事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県トップアスリート派遣事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「鳥取県トップアスリート派遣事業」とし、その内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県トップアスリート派遣事業補助金交付要綱（平成26年4月1日付第201300199978号教育長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

規則様式第5号（規則第17条関係）

年 月 日

職 氏 名 様

住所
申請者 氏名 印
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県トップアスリート派遣事業補助金実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	鳥取県トップアスリート派遣事業	
	算定基準額	交付決定額
交 付 決 定		
実 績		
差 引		
添 付 書 類	1 事業報告書 2 収支決算書（準ずる書類）	